十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十四年十二月十一日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十四年十二月十三日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	八十億円
利付国庫債券（二十年）（第百十一回）	二・二％	平成四十一年六月二十日	三億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十二回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	二十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	三百二十二億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十六回）	一・六％	平成四十四年三月二十日	七十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十一回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	四十億円
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	七十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十六回）	二・五％	平成四十六年九月二十日	六十八億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	百六十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	六十九億円
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	八十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	百十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	三百四十三億円
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	百六億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	百四十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	四百六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	三百六十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	百十三億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	十二億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	三百三十五億円

○財務省告示第十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百九十五回、第二百九十七回及び第三百二十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十一回、第六十二回、第六十五回、第六十八回、第八十八回、第九十回、第九十五回、第九十六回、第百回及び第百一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十五億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千二百十二億九千八百五十二万八千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年十二月二十六日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$